「亀岡市環境審議会」委員募集要領

亀岡市では、環境の保全に関する基本的事項について審議を行うため、学識経験者等の委員で構成される「亀岡市環境審議会」を設置しています。

このたび、委員の改選にあたり、広く市民の皆様から意見をいただき、環境保全に係る基本的事項について審議いただくため、下記のとおり委員を募集します。

記

1　応募資格　　次に掲げる全ての要件を満たす方

（１）亀岡市内在住或いは在勤で、満１８歳以上(令和８年４月１日現在)の方

（２）環境分野の活動等に関心のある方

（３）亀岡市のほかの審議会などの公募委員に２件以上就任していない人

（４）平日に開催する会議に出席できる方

（５）本市の職員や議員でない方

2　募集人数　　２名

3　会議の開催　年２回程度（平日の日中に２時間程度）

4　選任の時期　令和９年１月下旬に委員を委嘱予定、任期は委嘱の日から２年間
・任期

5　報　　酬　　会議の出席ごとに、委員報酬をお支払いします。

6　応募方法　　所定の応募用紙に必要事項を記入の上、持参、郵送又は電子メールにて応募先へ送付してください。応募用紙は、市役所１階市民情報コーナー、１階環境政策課（８番窓口）にて配布しています。亀岡市ホームページからもダウンロードいただけます。
※応募書類は返却いたしません。

7　応募期限　　令和８年１１月２日（月）～令和８年１１月２０日（金）

8　選考方法　　書類選考の上決定します。

9　問い合わせ、応募先

亀岡市　環境先進都市推進部　環境政策課（１階８番窓口）
〒６２１－８５０１　亀岡市安町野々神８番地
電話０７７１－２５－５０２３　ＦＡＸ０７７１－２２－３８０９
電子メール　　kankyo-soumu@city.kameoka.lg.jp